

# 村税・住宅使用料

24H



## 「コンビニエンスストア」収納開始のお知らせ

令和5年度から村税等がコンビニエンスストアで納付できるようになります！

令和5年度から村税等が全国のコンビニエンスストア（以下「コンビニ」）で納付できるようになります。さらに、スマートフォンでの電子決済サービスも開始します。

これにより曜日や時間を気にせずお支払いいただけます。

また、これまでどおり金融機関や六ヶ所村役場でも納付することができます。



### <対象となる村税等>

・軽自動車税（種別割） ・固定資産税 ・住民税（村民税・県民税） ・国民健康保険税 ・住宅使用料

### <納付できるコンビニ等>

・セブン-イレブン ・ローソン ・ローソンストア100 ・ファミリーマート ・ミニストップ ・デイリーヤマザキ  
・ニューヤマザキデイリーストア ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ ・ヤマザキデイリーストア ・セイコーマート  
・タイエー ・ハセガワストア ・ハマナスクラブ ・MMK設置店 ・くらしハウス ・スリーエイト ・生活彩家  
・ポプラ

### <利用可能なスマートフォン決済アプリ>

・PayPay ・LINE Pay ・支払秘書 ・PayB ・J-Coin ・d払い ・auPAY

#### ※1 下記の場合は、コンビニの納付はできません。

- ・コンビニ利用期限を過ぎた場合 ・納税通知書にバーコードがない場合
- ・30万円を超える納税通知書の場合 ・金額を訂正した場合
- ・バーコードの読み取りができない等、受付ができない場合

#### ※2 コンビニ店頭では、スマートフォンアプリでの納付はできません。

#### ※3 スマートフォン決済アプリによる納付では、領収証書が発行されませんので、アプリの利用 明細や銀行口座の入出金取引明細などで納付実績をご確認ください。

### 【ご注意ください】 令和5年度から納税通知書等の様式が変わります

これまでの納税通知書等はコンビニでは取り扱いできないため、1枚1枚バラバラで送付しますので、紛失等にご注意ください。



【お問い合わせ先】 六ヶ所村役場 <村税> 税務課 電話：0175-72-8019（直通）  
<住宅> 建設課 電話：0175-72-8131（直通）